

# 国立研究開発法人産業技術総合研究所環境保全規程

制定 平成18年4月14日 18規程第8号

最終改正 令和7年4月1日 令06規程第37号 一部改正

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この規程は、環境基本法（平成5年法律第91号）の基本理念にのっとり、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、下水道法（昭和33年法律第79号）、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等（以下「関係法令等」という。）に基づき、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）において排出又は発生するばい煙、排水、騒音、振動、悪臭、一般廃棄物、産業廃棄物等の処理その他の必要な措置を定めることにより、公害を防止し、自然環境を適正に保全することを目的とする。

(定義)

**第2条** この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 役職員等 役員、職員、契約職員その他研究所に出入りする者をいう。
- 二 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
- 三 ばい煙 大気汚染防止法第2条第1項に規定する物質をいう。
- 四 特定粉じん 大気汚染防止法第2条第9項に規定する物質をいう。
- 五 特定物質 大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）第10条に規定する物質をいう。
- 六 排水 研究所の所有又は借用する敷地の外に排出される水（敷地内の河川又は水路を経由し、そのまま排出される水を含む。）をいう。
- 七 研究廃液 研究活動に伴い発生した濃厚な原廃液、1次及び2次洗浄液、スクラバー洗浄廃液、純水製造装置再生廃液等をいう。
- 八 特定有害物質 土壌汚染対策法施行令（平成14年政令第336号）第1条に規定する物質をいう。
- 九 特定悪臭物質 悪臭防止法施行令（昭和47年政令第207号）第1条に規定する物質をいう。
- 十 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物をいう。

十一 一般廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項に規定する廃棄物をいう。

十二 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する廃棄物をいう。

十三 特別管理産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第5項に規定する産業廃棄物をいう。

十四 化学物質 元素及び化合物（それぞれ放射性物質を除く。）をいう。

（遵守事項）

**第3条** 役職員等は、次条の環境管理統括者、第5条の環境管理責任者その他関係者が実施する公害防止及び自然環境の保全のために必要な措置に協力し、この規程を遵守しなければならない。

## 第2章 環境保全に係る組織

（環境管理統括者）

**第4条** 別表の研究拠点等欄に掲げる研究拠点等（以下単に「研究拠点等」という。）に、環境管理統括者（以下「統括者」という。）を置く。

2 統括者は、当該研究拠点（つくばセンターを除く。）の所長及び研究環境整備本部長（以下「所長等」という。）をもって充てる。

3 統括者は、研究拠点等における公害防止及び自然環境の保全に関する業務を統括管理するとともに、関係法令等及び当該研究拠点等の所在する都道府県又は市区町村（研究拠点等に置かれる事業所、サイト及び連携研究サイトの所在する都道府県及び市区町村を含む。）が定める条例、基準等を役職員等に周知しなければならない。

4 統括者は、当該研究拠点等におけるこの規程の実施のためのマニュアル（以下単に「マニュアル」という。）を策定し、役職員等に遵守させなければならない。

（環境管理責任者）

**第5条** 研究拠点等に、公害防止及び自然環境の保全に関する業務を管理するため、環境管理責任者（以下「責任者」という。）を置く。

2 責任者は、当該研究拠点等の所長等が指名する。

（環境管理委員会）

**第6条** 研究拠点等に、公害防止及び自然環境の保全に関する事項について調査審議するため、環境管理委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

（委員会の組織）

**第7条** 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び委員は、当該研究拠点等の所長等が指名又は委嘱する。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

5 委員長及び委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員長及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 所長等は、特別な事由があると認める場合は、委員長及び委員を解任することができる。

(委員会の運営)

**第8条** 委員会は、当該研究拠点等の統括者の諮問又は必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会で審議された資料及び委員会が必要と認める資料は、3年間保存する。

3 この規程に定めるもののほか、委員会の議事の手続その他の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って決める。

### 第3章 大気汚染防止

(ばい煙の排出)

**第9条** 役職員等は、研究拠点等においてばい煙を排出する場合は、その排出するばい煙量及びばい煙濃度を、大気汚染防止法第3条又は第4条に規定する排出基準以下にしなければならない。

(特定粉じんの排出)

**第10条** 役職員等は、研究拠点等において特定粉じんを排出する場合は、その排出する石綿の濃度を、大気汚染防止法第18条の5に規定する敷地境界基準以下にしなければならない。

(ばい煙量等の測定)

**第11条** 責任者は、当該研究拠点等のばい煙発生施設（大気汚染防止法第2条第2項に規定するものをいう。）が排出するばい煙量又はばい煙濃度を定期的に測定し、その結果を記録しなければならない。

2 前項の規定による測定及びその結果の記録は、大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）第15条に定めるところによる。

3 責任者は、第1項の規定による測定の結果が第9条の排出基準に適合しないときは、当該研究拠点等の統括者に報告するとともに、速やかに原因を調査し、適切な措置を講ずるものとする。

4 第1項の規定による結果の記録は、3年間保存する。

(特定粉じんの濃度の測定)

**第12条** 責任者は、当該研究拠点等の特定粉じん発生施設（大気汚染防止法第2条第11項に規定するものをいう。）が排出する特定粉じんの濃度を定期的に測定し、その結果を記録しなければならない。

2 前項の規定による測定及びその結果の記録は、大気汚染防止法施行規則第16条の3に定めるところによる。

3 責任者は、第1項の規定による測定の結果が第10条の敷地境界基準に適合しないときは、当該研究拠点等の統括者に報告するとともに、速やかに原因を調査し、適切な措置を講ずるものとする。

4 第1項の規定による結果の記録は、3年間保存する。

(有害な物質の排出等)

**第13条** 役職員等は、大気中に排出された場合に人の健康若しくは自然環境に悪影響を及ぼす、又はそのおそれのある物質を取り扱う場合は、排ガス処理装置付きの局所排気装置内で行わなければならない。

2 責任者は、当該研究拠点等の設備の故障、施設の破損その他の事故（以下「事故等」とい

う。)が発生した場合において、ばい煙又は特定物質が大気中に多量に排出されるおそれのあるときは、役職員等に、当該設備、施設等の平素の維持管理を厳重に行わせなければならない。

(大気汚染に係る事故時の措置)

**第14条** 統括者は、当該研究拠点等において事故等が発生し、ばい煙又は特定物質が大気中に多量に排出された場合は、直ちに、応急の措置を講じ、かつ、速やかな復旧に努めるとともに、その事故の状況を都道府県知事に通報しなければならない。

#### 第4章 水質汚濁防止

(排水)

**第15条** 役職員等は、研究拠点等において排水を排水する場合は、その汚染状態を、水質汚濁防止法第3条第1項に規定する排水基準(同条第3項の規定により当該研究拠点等の所在する都道府県が定める排水基準を含む。)及び下水道法第8条に規定する放流水の水質の基準(以下「排水基準等」という。)以下にしなければならない。

2 責任者は、当該研究拠点等の排水処理施設の運転管理を、適切に行わなければならない。

(研究廃液)

**第16条** 役職員等は、研究廃液を研究室、居室等の流し等から排出してはならない。

2 役職員等は、研究拠点等から研究廃液を排出する場合は、マニュアルの定めるところにより、排出しなければならない。

(その他の排水)

**第17条** 役職員等は、排水基準等に定めがない場合においても、病原菌ウイルス、発ガン性物質その他の健康が損なわれ、又は損なわれるおそれのある物質を含む排水を、適切に処理しなければならない。

2 役職員等は、難分解性物質その他排水処理施設の処理機能に障害をもたらす、又はもたらすおそれのある物質を含む排水を、適切に処理しなければならない。

(排水の測定)

**第18条** 責任者は、当該研究拠点等の排水の水質が第15条第1項の排水基準等に適合していることを確認するため、定期的に、当該研究拠点等の公共下水道等への排出口ごとに、排水が公共下水道等に流入する直前であって公共下水道等による影響の及ばない地点で排水を採取し、汚染状態を測定し、その結果を記録しなければならない。

2 前項の規定による測定及びその結果の記録は、水質汚濁防止法施行規則(昭和46年総理府・通商産業省令第2号)第9条又は下水道法施行規則(昭和42年建設省令第37号)第15条に定めるところによる。

3 責任者は、第1項の規定による測定の結果が第15条第1項の排水基準等に適合しないときは、当該研究拠点等の統括者に報告するとともに、速やかに原因を調査し、適切な処置を講ずるものとする。

4 第1項の規定による結果の記録は、5年間保存する。

(水質汚濁に係る事故時の措置)

**第19条** 統括者は、当該研究拠点等において事故等が発生し、有害物質又は油を含む水が当該

研究拠点等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故等の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

## 第5章 土壌及び地下水の汚染の防止

(土壌汚染等の防止)

**第20条** 役職員等は、特定有害物質による土壌汚染又は土壌汚染に起因する地下水の汚染を防止するため、**研究拠点等**において特定有害物質を処理する場合は、マニュアルの定めるところにより、適正に処理しなければならない。

(土壌汚染状況調査)

**第21条** 役職員等は、土壌汚染対策法第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設の使用を廃止したときは、その旨を速やかに当該有害物質使用特定施設が置かれた研究拠点等の責任者に届け出なければならない。

2 責任者は、前項の規定による届出を受けた場合は、土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第2条に定めるところにより、土壌の汚染状況を調査し、その結果を記録するとともに、当該有害物質使用特定施設を置いた都道府県の知事に報告しなければならない。

3 責任者は、前項の規定による調査の結果、特定有害物質による汚染状態が、土壌汚染対策法施行規則第18条に規定する基準に適合しないときは、当該**研究拠点等**の統括者に報告するとともに、速やかに原因を調査し、適切な処置を講ずるものとする。

4 第2項の規定による結果の記録は、20年間保存する。

## 第6章 悪臭防止

(特定悪臭物質の排出)

**第22条** 役職員等は、研究拠点等において特定悪臭物質を排出する場合は、その濃度を悪臭防止法第4条の規定により当該研究拠点等の所在する都道府県の知事が定める規制基準以下にしなければならない。

2 役職員等は、特定悪臭物質以外の物質から発生する悪臭について、その発生防止に努めなければならない。

(特定悪臭物質の測定)

**第23条** 責任者は、当該研究拠点等から発生する特定悪臭物質が前条第1項の規制基準に適合していることを確認するため、定期的に、当該研究拠点等の敷地境界線の地表及び煙突その他の気体排出施設の排出口において、特定悪臭物質の濃度を測定し、その結果を記録しなければならない。

2 前項の規定による測定は、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第5条に定めるところによる。

3 責任者は、第1項の規定による測定の結果が前条第1項に規定する規制基準に適合しないときは、当該研究拠点等の統括者に報告するとともに、速やかに原因を調査し、適切な処置を講ずるものとする。

4 第1項の規定による結果の記録は、5年間保存する。

(悪臭に係る事故時の措置)

**第24条** 統括者は、当該研究拠点等において事故等が発生し、悪臭原因物の排出が規制基準に適合せず、又は適合しないおそれが生じたときは、直ちに、応急措置を講じ、かつ、速やかな復旧に努めなければならない。

2 統括者は、前項の場合において、当該研究拠点等が悪臭防止法第3条に規定する規制地域内に所在する場合は、事故等の状況を市町村長に通報しなければならない。

## 第7章 騒音防止

(騒音の防止)

**第25条** 役職員等は、騒音を発生しないよう努めるとともに、騒音が発生する実験その他を行う場合は、あらかじめ、当該実験その他を行う研究拠点等の責任者に届け出なければならない。

2 責任者は、前項の規定による届け出を受けたときは、必要に応じて関係機関に連絡し、所要の措置を講ずるものとする。

3 役職員等は、研究拠点等において騒音が発生する実験等を行う場合は、騒音レベル(計量単位令(平成4年政令第357号)別表第2第6号の聴感補正に係る音圧レベルをいう。以下同じ。)を騒音規制法第4条第1項又は第2項の規定により当該研究拠点等の所在する都道府県の知事又は市町村が定める規制基準以下にしなければならない。

(騒音の測定)

**第26条** 責任者は、当該研究拠点等から発生する騒音が前条第3項の規制基準に適合していることを確認するため、定期的に、当該研究拠点等の敷地境界線上において、騒音レベルを測定し、その結果を記録しなければならない。

2 前項の規定による測定は、騒音に係る環境基準(平成10年環境庁告示第64号)に定めるところによる。

3 責任者は、第1項の規定による測定の結果が前条第3項の規制基準に適合しないときは、当該研究拠点等の統括者に報告するとともに、速やかに原因を調査し、適切な措置を講ずるものとする。

4 第1項の規定による結果の記録は、5年間保存する。

## 第8章 振動防止

(振動の防止)

**第27条** 役職員等は、振動を発生しないよう努めるとともに、振動が発生する実験その他を行う場合は、あらかじめ、当該実験等を行う研究拠点等の責任者に届け出なければならない。

2 責任者は、前項の規定による届け出を受けたときは、必要に応じて関係機関に連絡し、所要の措置を講ずるものとする。

3 役職員等は、研究拠点等において振動が発生する実験等を行う場合は、その振動を振動規制法第4条第1項又は第2項の規定により当該研究拠点等の所在する都道府県の知事又は市町村が定める規制基準以下にしなければならない。

(振動の測定)

**第28条** 責任者は、当該研究拠点等から発生する振動が前条第3項の規制基準に適合していることを確認するため、定期的に、当該研究拠点等の敷地境界線上において、振動を測定し、その結果を記録しなければならない。

2 前項の規定による測定は、振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第1備考2及び3に掲げるところによる。

3 責任者は、第1項の規定による測定の結果が同項の規制基準に適合しないときは、当該研究拠点等の統括者に報告するとともに、速やかに原因を調査し、適切な措置を講ずるものとする。

4 第1項の規定による結果の記録は、5年間保存する。

## 第9章 廃棄物の処理

（廃棄物の排出）

**第29条** 役職員等は、研究拠点等において一般廃棄物を排出しようとするときは、当該研究拠点等の所在する市町村が定める一般廃棄物処理計画に従い、かつ、マニュアルの定めるところにより、一般廃棄物を分別し、保管し、又は集積しなければならない。

2 役職員等は、研究拠点等において産業廃棄物又は特別産業廃棄物を排出しようとするときは、マニュアルの定めるところにより、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を分別し、保管し、集積し、又は処理しなければならない。

（廃棄物の集積）

**第30条** 役職員等は、前条第1項及び第2項の規定により統括者が定める集積場以外に廃棄物を集積してはならない。

2 責任者は、当該研究拠点等の廃棄物の集積場を管理し、特に産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の集積場の扉には施錠その他の措置を行い、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物が散乱しないよう努めなければならない。

3 役職員等は、薬品等の集積及び保管に当たっては、危険のないように適切に管理しなければならない。

（廃棄物の処理）

**第31条** 統括者は、当該研究拠点等の所在する都道府県及び市町村が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

2 統括者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定による許可を受けた者に委託して、当該研究拠点等の一般廃棄物を処理することができる。

3 統括者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第3項の規定により、当該研究拠点等の産業廃棄物の運搬については同法第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第8条の2に規定する者に、その処分については廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第12項に規定する産業廃棄物処分業者又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の3に規定する者に委託することができる。

4 統括者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第3項の規定により、当該研究拠点等の特別管理産業廃棄物の運搬については同法第14条の4第12項に規定する特別管理産

業廃棄物収集運搬業者又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の14に規定する者に、その処分については廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第12項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の15に規定する者に委託することができる。

(特別管理産業廃棄物管理責任者)

**第32条** 研究拠点等に、特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行うため、特別管理産業廃棄物管理責任者を置く。

2 特別管理産業廃棄物管理責任者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の17に規定する資格を有する職員及び契約職員のうちから、当該研究拠点等の統括者が指名する。

## 第10章 化学物質の適正管理

(化学物質の適正管理)

**第33条** 役職員等は、研究拠点等において化学物質を取り扱う場合は、マニュアルの定めるところにより、化学物質の管理の適正化、環境への排出の抑制、有害性の少ない代替物質への転換、事故の防止措置等(以下「適正管理」という。)を確保しなければならない。

2 責任者は、当該**研究拠点等**の化学物質について、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)第5条第1項に規定する排出量及び移動量を把握するとともに、その適正管理に努めなければならない。

## 第11章 緊急時の対応

(緊急時の対応)

**第34条** 役職員等は、研究拠点等において排出又は発生したばい煙、排水、騒音、振動、悪臭、特定物質、一般廃棄物、産業廃棄物その他により、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下等が生じ、人の健康又は自然環境に悪影響を及ぼした場合又はそのおそれがある場合は、直ちに当該研究拠点等の統括者及び責任者に報告しなければならない。

2 統括者及び責任者は、前項の規定により報告を受けた場合は、ファシリティマネジメント部及び関係者に通知するとともに、速やかに必要な措置を講じ、汚濁、汚染等の除去及び拡大防止に努めなければならない。

## 第12章 雑則

(環境保全に関する事務)

**第35条** 第3章から前章までに定める公害防止及び自然環境の保全に関する事務は、別表の研究拠点等欄に掲げる研究拠点等の区分に応じ、それぞれ同表事務担当欄に掲げる部又は室が行う。

(協議)

**第36条** 統括者は、公害の防止及び自然環境の保全についてこの規程によりがたい場合は、研究環境整備本部と協議するものとする。

## 附 則 (18規程第8号)

(施行期日)



1 この規程は、平成18年6月1日から施行する。

(北海道センター公害防止管理規則等の廃止)

2 次に掲げる規則、要領及び基準は、廃止する。

- 一 北海道センター公害防止管理規則 (13規則第86号)
- 二 中部センター公害防止管理規則 (13規則第87号)
- 三 四国センター公害防止管理規則 (13規則第88号)
- 四 関西センター公害防止管理規則 (13規則第89号)
- 五 中国センター公害防止管理規則 (13規則第97号)
- 六 つくばセンター一般廃棄物排出等取扱要領 (13要領第164号)
- 七 つくばセンター産業廃棄物等排出取扱要領 (13要領第165号)
- 八 つくばセンター研究廃液処理等取扱要領 (13要領第166号)
- 九 中部センター特殊研究廃液処理基準 (第83500-20010401-001号)
- 十 中部センター一般廃棄物処理基準 (第83500-20011001-001号)
- 十一 中部センター研究廃棄物(産業廃棄物)処理基準 (第83500-20011001-002号)
- 十二 北海道センター大気汚染防止管理基準 (第93100-20010401-2号)
- 十三 北海道センター水質汚濁防止管理基準 (第93100-20010401-3号)
- 十四 北海道センター騒音防止管理基準 (第93100-20010401-4号)
- 十五 関西センター大気汚染防止管理基準 (第93600-20020620-1号)
- 十六 関西センター水質汚濁防止管理基準 (第93600-20020620-2号)
- 十七 関西センター騒音防止管理基準 (第93600-20020620-3号)
- 十八 中国センター水質汚濁防止管理基準 (第93700-20010401-02号)
- 十九 中国センター廃棄物処理基準 (第93700-20010401-03号)
- 二十 中国センター騒音防止管理基準 (第93700-20010401-04号)
- 二十一 中国センター大気汚染防止管理基準 (第93700-20010401-05号)
- 二十二 四国センター大気汚染防止管理基準 (第93700-20010401-11号)
- 二十三 四国センター水質汚濁防止管理基準 (第63700-20010401-12号)
- 二十四 四国センター騒音防止管理基準 (第93700-20010401-13号)

**附 則 (18規程第44号・一部改正)**

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

**附 則 (22規程第91号・一部改正)**

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

**附 則 (24規程第41号・一部改正)**

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

**附 則 (25規程第31号・一部改正)**

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

**附 則 (26規程第26号・一部改正)**

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則 (26規程第71号・一部改正)**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則（27規程第11号・一部改正）**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則（27規程第69号・一部改正）**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則（27規程第116号・一部改正）**

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則（30規程第14号・一部改正）**

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

**附 則（令02規程第12号・一部改正）**

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

**附 則（令02規程第17号・一部改正）**

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

**附 則（令04規程第53号・一部改正）**

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

**附 則（令05規程第20号・一部改正）**

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

**附 則（令05規程第40号・一部改正）**

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

**附 則（令06規程第37号・一部改正）**

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

## 別表

研究拠点等	事務担当
つくばセンター	つくば安全管理部
福島再生可能エネルギー研究所	福島再生可能エネルギー研究所業務室
柏センター	柏センター業務室
臨海副都心センター	臨海副都心センター業務室
北陸デジタルものづくりセンター	北陸デジタルものづくりセンター業務室
北海道センター	北海道センター業務室
東北センター	東北センター業務室
中部センター	中部センター業務室
関西センター	関西センター業務室
中国センター	中国センター業務室
四国センター	四国センター業務室
九州センター	九州センター業務室